(D) 第九・十九条（請求の仲裁への付託）1(b)(i)(C)の規定

(E) 第九・十九条（請求の仲裁への付託）1ただし書（「ただし、申立人は、請求の対象である事項及び請求に係る損害が、関連する投資に関する合意に依拠して設立され、若しくは取得された又は設立され、若しくは取得されようとした対象投資財産に直接関連する場合にのみ、(a)(i)(C)又は(b)(i)(C)の規定に従い当該投資に関する合意に対する違反についての請求を付託することができる。」）の規定

(ii) 第九・十九条（請求の仲裁への付託）2（注を含む。）の規定

(iii) 第九・十九条（請求の仲裁への付託）3(b)中「投資の許可又は投資に関する合意」の規定

(c) 第九・二十二条（仲裁人の選定）5の規定

(d) 第九・二十五条（準拠法）2（注を含む。）の規定

(e) 附属書九―L（投資に関する合意）の規定

3 第十章（国境を越えるサービスの貿易）のうち次に掲げる規定

附属書十―B（急送便サービス）中次に掲げる規定

(a) 附属書十―B（急送便サービス）5（注を含む。）の規定

(b) 附属書十―B（急送便サービス）6（注を含む。）の規定

4 第十一章（金融サービス）のうち次に掲げる規定

(a) 第十一・二条（適用範囲）2(b)中「第九・六条（待遇に関する最低基準）」（注1を含む。）の規定

(b) 附属書十一―Eの規定

5 第十三章（電気通信）中次に掲げる規定

第十三・二十一条（電気通信に関する紛争の解決）1(d)（見出し（「再検討」）及び当該見出しの注を含む。）の規定

6 第十五章（政府調達）のうち次に掲げる規定

(a) 第十五・八条（参加のための条件）5（注を含む。）の規定

(b) 第十五・二十四条（追加的な交渉）2中「この協定の効力発生の日の後三年以内に」の規定（注）

注 締約国は、締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第十五・二十四条（追加的な交渉）2に規定する交渉をこの協定の効力発生の後五年以後に開始することに合意する。当該交渉は、いずれかの締約国の要請に応じて開始する。

7 第十八章（知的財産）のうち次に掲げる規定

(a) 第十八・八条（内国民待遇）1の注2第三文及び第四文の規定

(b) 第十八・三十七条（特許を受けることができる対象事項）中次に掲げる規定

(i) 第十八・三十七条（特許を受けることができる対象事項）2の規定

(ii) 第十八・三十七条（特許を受けることができる対象事項）4第二文の規定

(c) 第十八・四十六条（特許を与える当局の不合理な遅延についての特許期間の調整）（注を含む。）の規定

(d) 第十八・四十八条（不合理な短縮についての特許期間の調整）（注を含む。）の規定

(e) 第十八・五十条（開示されていない試験データその他のデータの保護）（注を含む。）の規定

(f) 第十八・五十一条（生物製剤）（注を含む。）の規定

(g) 第十八・六十三条（著作権及び関連する権利の保護期間）（注を含む。）の規定

(h) 第十八・六十八条（技術的保護手段）（注を含む。）の規定

(i) 第十八・六十九条（権利管理情報）（注を含む。）の規定

(j) 第十八・七十九条（衛星放送用及びケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号の保護）（注を含む。）の規定

(k) 第十八・八十二条（法的な救済措置及び免責）（注を含む。）の規定

(l) 附属書十八―E（第J節（インターネット・サービス・プロバイダ）の附属書）の規定

(m) 附属書十八―F（第J節（インターネット・サービス・プロバイダ）の附属書）の規定

8 第二十章（環境）のうち次に掲げる規定

第二十・十七条（保存及び貿易）5中「又は他の関係法令」（注2を含む。）の規定

9 第二十六章（透明性及び腐敗行為の防止）中次に掲げる規定

附属書二十六―A（医薬品及び医療機器に関する透明性及び手続の公正な実施）第三条（手続の公正な実施）（注を含む。）の規定

10 附属書Ⅱのうち次に掲げる規定

ブルネイ・ダルサラーム国の表の留保事項九の概要3中「この協定の署名の後」の規定（注）

注 締約国は、この規定の適用の停止の結果、「この協定の署名の後」とは、この協定がブルネイ・ダルサラーム国について効力を生じた後をいうものとすることに合意する。したがって、締約国は、当該留保事項の概要3中「採用し、又は維持する適合しない措置」とは、この協定がブルネイ・ダルサラーム国について効力を生ずる日の後に採用し、又は維持する適合しない措置を意味することを了解する。

11 附属書Ⅳのうち次に掲げる規定

マレーシアの表の留保事項二の適合しない活動の範囲（以下この11の規定において「範囲」という。）中「この協定の署名の後」の規定（注）

注 締約国は、この規定の適用の停止の結果、「この協定の署名の後」とは、この協定がマレーシアについて効力を生じた後をいうものとすることに合意する。したがって、締約国は、範囲中の各規定であって次に掲げるものについては、この協定がマレーシアについて効力を生ずる日から起算する次に掲げる期間とすることを了解する。

(a) 「一年目」とは、最初の一年間

(b) 「二年目及び三年目」とは、二番目及び三番目の一年間

(c) 「四年目」とは、四番目の一年間

(d) 「五年目」とは、五番目の一年間

(e) 「六年目」とは、六番目の一年間

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
法務大臣　山下　貴司
外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　吉川　貴盛
環境大臣　原田　義昭
防衛大臣　岩屋　毅